

観光振興事業費補助金交付要綱（FAST TRAVEL 推進支援事業・公共交通利用環境の革新等事業・
観光地の「まちあるき」の満足度向上整備支援事業・歴史的観光資源高質化支援事業・観光地域
振興無電柱化推進事業・先進的なサイクリング環境整備事業・古民家等観光資源化支援事業・「道
の駅」インバウンド対応拠点化整備事業）

平成30年3月28日 国総支第61号
国鉄総第324号
国自旅第293号
国海内第186号
国港総第596号
国空事第1071号
国空業第164号
観参第293号

平成31年4月2日 国総事第96号
国総支第53号
国都街第121号
国都景歴第116号
国道総第529号
国道企第93号
国住市第129号
国鉄総第426号
国鉄都第199号
国鉄事第391号
国鉄施第314号
国自旅第314号
国海内第249号
国海外第413号
国港総第698号
国空事第1744号
国官参空第82号
観参第817号
国官総第385号

令和2年3月31日 国総地第67号
国総モ第26号
国総物第690号
国総事第77号
国都街第106号
国都景歴第99号
国道総第469号
国道企第108号
国住市第104号
国鉄総第467号
国鉄都第226号
国鉄事第434号
国鉄施第315号
国自旅第301号
国海内第119号
国海外第277号
国港総第681号
国官参空第99号
観参第1228号
国官総第251号

令和2年11月5日 国総地第75号
国総モ第73号
国総物第125号
国総事第31号
国都街第75号
国都景歴第62号

国道総第230号
国道企第65号
国住市第78号
国鉄総第269号
国鉄都第118号
国鉄事第310号
国鉄施第205号
国自旅第259号
国海内第171号
国海外第172号
国港総第400号
国空総第661号
観参第778号
国官総第121号
令和3年3月24日 国総地第108号
国総モ第98号
国総物第159号
国総事第67号
国都街第123号
国都景歴第103号
国道総第471号
国道企第113号
国住市第135号
国鉄総第441号
国鉄都第219号
国鉄事第732号
国鉄施第438号
国自旅第463号
国海内第219号
国海外第307号
国港総第709号
国空総第1122号
観参第1148号
国官総第204号

※本交付要綱は、「道の駅」インバウンド対応拠点化整備事業の抜粋版となります。

目次

第1章 共通事項（第1条－第3条）

第2章 FAST TRAVEL 推進支援事業（第4条－第25条）

第10章 「道の駅」インバウンド対応拠点化整備事業（第80条－第83条）

第1章 共通事項

（通則）

第1条 観光振興事業費補助金（FAST TRAVEL 推進支援事業・公共交通利用環境の革新等事業・観光地の「まちあるき」の満足度向上整備支援事業・歴史的観光資源高質化支援事業・観光地域振興無電柱化推進事業・先進的なサイクリング環境整備事業・古民家等観光資源化支援事業・「道の駅」インバウンド対応拠点化整備事業）（以下「補助金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭

和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、「観光先進国」の実現に向けて、ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備を図るため、以下に掲げる事業を対象として補助金の交付を行うことにより、旅行環境整備を行うための対策を促進することを目的とする。

- 一 世界最高水準の空港利用者サービスを提供するため、先端技術の活用等により、旅客が行う諸手続きや空港内の動線を一气通貫で高度化する事業(以下「FAST TRAVEL 推進支援事業」という。)
- 二 我が国へのゲートウェイとなる空港・港湾から、訪日外国人旅行者の来訪が特に多い又はその見込みがあるものとして観光庁が指定する市区町村(以下「指定市区町村」という。)に係る観光地(以下「特定観光地」という。)に至るまでの公共交通事業者等の事業に係る交通サービス(外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律(平成9年法律第91号)第8条第1項により観光庁長官が指定した区間に係るもの及びこれと一体となって利用環境を刷新することが効果的と考えられるものに限る。)の利用環境を刷新するため、訪日外国人旅行者のニーズが特に高い取組等を一体的に進める事業又は利用者にとっての最適経路による移動手段と観光サービスを一括して提供することで特定観光地における周遊を促す事業(以下「公共交通利用環境の革新等事業」という。)
- 三 特定観光地において、公共交通機関の駅等から個々の観光スポットに至るまでの散策エリアにおける「まちあるき」の満足度の向上を図るため、訪日外国人旅行者のニーズが特に高い取組等を一体的に進める事業(以下「観光地の「まちあるき」の満足度向上整備支援事業」という。)
- 四 特定観光地における観光の核となる歴史的建造物を含めた歴史的なまちなみ全体の質を向上させる事業(以下「歴史的資源高質化支援事業」という。)
- 五 (削除)
- 六 特定観光地における観光による地域振興に向けた無電柱化の推進を図るため、電線管理者が実施する無電柱化等を支援する事業(以下「観光地域振興無電柱化推進事業」という。)
- 七 特定観光地と連携したサイクルツーリズムの推進を図るため、訪日外国人旅行者に対応したサイクリング環境の整備を支援する事業(以下「先進的なサイクリング環境整備事業」という。)
- 八 特定観光地における観光的財産として既に活用されている古民家等の歴史的建築物について、訪日外国人旅行者の受け入れ体制を強化するための取組を支援する事業(以下「古民家等観光資源化支援事業」という。)
- 九 訪日外国人旅行者の来訪が特に多い若しくはその見込みがある、又は地域、民間事業者との連携等により訪日外国人旅行者の誘客に高い効果が見込まれる意欲的な取組が行われている若しくはその予定がある「道の駅」において、レンタカーを利用する訪日外国人旅行者のニーズが特に高い取組等を一体的に進める事業(以下「道の駅」インバウンド対応拠点化整備事業」という。)

(定義)

第3条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 「公共交通事業者等」とは、次に掲げる者をいう。
 - イ 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)による鉄道事業者(旅客の運送を行うもの及び旅客の運送を行う鉄道事業者に鉄道施設を譲渡し、又は使用させるものに限る。)及び索道事業者並びに索道施設を所有する者
 - ロ 軌道法(大正10年法律第76号)による軌道経営者(旅客の運送を行うものに限る。)
 - ハ 道路運送法(昭和26年法律第183号)による一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者及び自家用有償旅客運送者(道路運送法施行規則第49条第1号に定める市町村運営有償運送(「市町村運営有償運送の登録に関する処理方針について」(平成18年9月15日付け国自旅第141号)1①に定める「交通空白輸送」に限る。)若しくは同条第2号に定める交通空白地有償運送であって乗合旅客の運送に係るものに限る。)並びにこれらの者に車両を貸与する者
 - ニ 道路運送法第80条第1項の許可を受けた者
- ホ 自動車ターミナル法(昭和34年法律第136号)によるバスターミナル事業を営む者
- ヘ タクシー業務適正化特別措置法(昭和45年法律第75号)による適正化事業実施機関
- ト 超小型モビリティの導入を行う地方公共団体(地方自治法(昭和22年法律第67号)

- 第1条の3に定める都道府県、市町村又は特別区)、民間事業者(法人格を有するものに限る。)又は地方公共団体、民間事業者等により構成される協議会
- チ 海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第5項に規定する一般旅客定期航路事業(本邦以外の地域の各港間に航路を定めて行うものを除く。)を営む者、同法第20条第2項に規定する人の運送をする不定期航路事業(本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間におけるものを除く。)を営む者及び同法第21条第1項に規定する旅客不定期航路事業を営む者並びにこれらの者に船舶を貸与する者
 - リ 港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項第7号に規定する旅客施設を設置し又は管理する者
 - ヌ 関係する地方公共団体(港務局を含む。)、地方整備局、北海道開発局若しくは沖縄総合事務局、訪日外国人旅行者を含む利用者の移動を円滑に行うための二次交通の実情、その利用促進の取組に精通する者等によって構成される協議会及び港湾管理者が港湾施設の管理等を適正かつ確実に行うことができると認めた団体
 - ル 航空法(昭和27年法律第231号)による本邦航空運送事業者
 - ヲ 航空旅客ターミナル施設を設置し又は管理する者
 - ワ 空港法(昭和31年法律第80号)第14条第1項に規定する協議会
 - カ 港湾又は空港の利用促進に取り組む地方公共団体(港務局を含む。)
 - ヨ シェアサイクルやマイクロモビリティの貸出拠点を設置し、又は管理する者
 - タ 手ぶら観光カウンターを設置し、又は管理する者(国土交通省が手ぶら観光共通ロゴマーク掲出の認定をした、又は認定する見込みがあるものに限る。)
 - レ 上記の者で構成される団体
- 二 市区町村とは、市町村及び特別区をいう。

第2章 FAST TRAVEL 推進支援事業

(事業実施計画の策定)

- 第4条 FAST TRAVEL 推進支援事業の実施に当たっては、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、神戸運輸監理部、地方航空局、沖縄総合事務局、関係省庁地方支分部局、都道府県及び関係事業者団体等を構成員とする地方ブロック毎に設置される会議(以下「観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議」という。)において、訪日外国人を受け入れる上での現状と課題、必要な施策を実施するための計画(以下「事業実施計画」という。)を策定し、当該計画を国土交通大臣(以下「大臣」という。)に提出しなければならない。
- 2 前項の事業実施計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 地方ブロックにおけるインバウンドを含む観光の現状(地方ブロック内の訪日外国人旅行者数、外国人延べ宿泊者数等を含む。)と課題
 - 二 地方ブロックにおけるインバウンドを含む観光の見込み、新たな交通網の形成等
 - 三 地方ブロックにおいて推進する観光施策
 - 四 前号の観光施策を効果的に推進するため、実施しようとする事業
 - 五 前号の事業の達成状況を図るための指標及び当該指標の目標
- 3 大臣は、提出された事業実施計画に対して、必要に応じ、次に掲げる観点から助言した上で、国土交通省のホームページにおいて公表するものとする。
- 一 事業実施計画が政府全体の観光施策と整合していること
 - 二 実施しようとする事業が合理的であること
- 4 第1項の事業実施計画を変更しようとするときは、大臣に提出しなければならない。この場合においては、前2項の規定を準用する。

(補助金交付申請)

- 第7条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに様式第1による補助金交付申請書を、大臣に提出しなければならない。

(交付の決定及び通知)

- 第8条 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定を行い、様式第2による交付決定通知書を補助対象事業者に通知するものとする。
- 2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を附することができる。

(交付決定の変更等の申請)

- 第9条 補助対象事業者は、次の各号に該当するときは、様式第3による交付決定変更申請書を

大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

- 一 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、大臣が別に定める軽微な変更にあつては、この限りでない。
 - 二 別表1に掲げる補助対象経費の区分において配分された額を変更しようとするとき。ただし、変更を行う配分額のいずれか低い額の10%以内の流用増減の場合を除く。
- 2 前項第1号ただし書による軽微な変更を行ったときは、様式第4による変更届を大臣に届け出なければならない。
 - 3 前項の規定は、第1項第2号ただし書の場合に準用する。

(交付決定の変更及び通知)

- 第10条 大臣は、前条の規定による交付決定変更申請書の提出があつたときは、審査の上、交付決定の変更を行い、様式第5による交付決定変更通知書を補助対象事業者に通知するものとする。
- 2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を附することができる。

(申請の取下げ)

- 第11条 補助対象事業者は、補助金の交付の決定後、その交付の決定に係る申請の取下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、その旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。

(状況報告)

- 第12条 補助対象事業者は、大臣の要求があつた場合には、速やかに様式第6による状況報告書を大臣に提出しなければならない。
- 2 補助対象事業者は、補助対象事業が補助対象事業年度内に完了しない見込みであるときは、状況報告書にその理由を付して事業年度の3月10日までに大臣に提出しなければならない。
 - 3 補助対象事業者は、前項の補助対象事業の遂行状況について次事業年度第2四半期終了後、速やかに状況報告書を大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

- 第13条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第7による完了実績報告書を大臣に提出しなければならない。ただし、補助対象事業の全部が交付決定年度内に完了しないときには、翌年度4月30日までに様式第8による終了実績報告書を大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

- 第14条 大臣は、前条本文の規定による完了実績報告書の提出を受けた場合であつて、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第9により補助対象事業者に通知するものとする。
- 2 大臣は、補助対象事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

(補助金の支払い)

- 第15条 補助金は前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払することができる。
- 2 補助対象事業者は、前項の規定により国から補助金の支払いを受けようとするときは、様式第10による補助金支払請求書を大臣に提出しなければならない。

(事業の中止等)

- 第16条 補助対象事業者は、補助対象事業の中止、廃止又は譲渡を行おうとする場合は、その旨を記載した書面を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付決定の取り消し)

- 第17条 大臣は、前条に定める補助対象事業の中止又は廃止の他、次の各号に掲げる場合には、第8条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
- 一 補助対象事業者が、法令、本要綱若しくは本要綱に基づく大臣の処分又は指示に違反した場合
 - 二 補助対象事業者が、補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合

- 三 補助対象事業者が、補助対象事業に関して不正、怠慢、その他不適當な行為を行った場合
- 四 前各号に掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の規定による交付決定の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 大臣は、第1項第1号から第3号までのいずれかに該当することにより、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せ命ずるものとする。
- 4 第2項の補助金の返還期限は、補助金の交付決定の取消の通知の日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の整理)

- 第18条 補助対象事業者は、補助対象経費に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の用途を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助対象事業者は、前項の帳簿とともにその内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(取得財産等の整理)

- 第19条 補助対象事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合には、取得財産等に関する特別の帳簿を備え、補助対象経費により取得した時期又は効用の増加した時期、所在場所及び価格を記載し、補助対象経費により取得した財産の状況が明らかになるよう整理しなければならない。

(帳簿等の保存)

- 第20条 補助対象事業者は、次の各号に掲げる帳簿等を、財産処分制限期間を経過する日までの間、保存しなければならない。
- 一 取得財産等の得喪に関する書類
 - 二 取得財産等の現状把握に必要な書類及び資料類

(取得財産等の管理等)

- 第21条 補助対象事業者は、取得財産等について、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(取得財産等の処分の制限)

- 第22条 補助対象事業者は、取得財産等について、財産処分制限期間を経過する日までの間、大臣の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して処分をしてはならない。
- 2 補助対象事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ様式第11による財産処分承認申請書を提出して大臣の承認を受けなければならない。
- 3 大臣は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第1項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により補助対象事業者に利益が生じるときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を国に納付させることとする。

(事業評価の実施)

- 第23条 FAST TRAVEL 推進支援事業による支援を受けた事業については、補助対象事業者自らによる事業の実施状況の確認、評価(以下「自己評価」という。)を行い、当該自己評価の結果を、第13条本文の規定による完了実績報告書に添付して、それぞれ補助対象事業者から、交付申請書を提出した地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、神戸運輸監理部、地方航空局又は沖縄総合事務局(以下「国土交通省地方支分部局等」という。)に報告する。

- 第24条 FAST TRAVEL 推進支援事業による支援を受けた事業については、自己評価等を基に国土交通省地方支分部局等が二次評価を行うこととする。

- 2 二次評価を実施する際には、当該評価の客観性・妥当性を担保するため、国土交通省地方支分部局等に各担当部長等及び観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議からなる評価委員会を設置することとし、当該委員会においては、国土交通省地方支分部局等が作成した二次評価案に

ついて審議する。国土交通省地方支分部局等においては、その結果を踏まえて評価を実施することとする。なお、二次評価案は訪日外国人旅行者数の推移、事業実施計画における施策の進捗状況等を記載するものとする。

- 3 国土交通省地方支分部局等は、補助対象事業者に対して二次評価結果を通知するとともに、必要に応じて、事業計画の見直し等を求め、補助対象事業者では、当該二次評価結果を踏まえ、必要に応じて後続事業又は地域の取組等に反映させる。

第25条 二次評価の結果を含む事業評価の結果について、補助金の交付を受けた会計年度の翌年度の5月末までに、それぞれ国土交通省地方支分部局等から国土交通省へ提出することとする。

第10章 「道の駅」インバウンド対応拠点化整備事業

(「道の駅」インバウンド対応拠点化整備計画の策定)

第80条 「道の駅」インバウンド対応拠点化整備事業を実施しようとする「道の駅」を設置し、又は管理する者(以下「道の駅」設置・管理者」という。)は、当該「道の駅」の所在する市町村又は観光地域づくり法人(DMO)若しくはその候補として観光庁長官の登録を受けた法人であって当該「道の駅」の所在する市町村の区域において事業を行うものと協議して、当該「道の駅」ごとに、様式第24で定めるところにより、以下に掲げる事項を記載した「道の駅」インバウンド対応拠点化整備計画(以下「拠点化整備計画」という。)を策定し、地方運輸局長等を経由して、観光庁長官に提出しなければならない。

- 一 計画の名称
 - 二 計画の目標
 - 三 計画の期間
 - 四 計画の目標を達成するために必要な「道の駅」インバウンド対応拠点化整備事業
 - 五 「道の駅」インバウンド対応拠点化整備事業の効果の把握及び評価に関する事項
 - 六 その他必要な事項
- 2 観光庁長官は、前項の拠点化整備計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。
 - 一 「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年3月30日策定)その他の観光に関する国の基本的な政策に適合するものと認められること。
 - 二 当該「道の駅」における訪日外国人旅行者の満足度の向上に相当程度寄与するものであると認められること。
 - 三 円滑かつ確実に実施されることが見込まれるものであること。
 - 3 前項の認定をしたときは、様式第28による拠点化整備計画認定通知書を「道の駅」設置・管理者に通知するものとする。
 - 4 「道の駅」設置・管理者は、前項の規定による認定を受けた拠点化整備計画について、次に掲げる事項の変更をしようとするときは、観光庁長官の認定を受けなければならない。
 - 一 拠点化整備計画の廃止
 - 二 拠点化整備計画の目標の変更
 - 三 拠点化整備計画の期間の変更
 - 四 第1項第4号で記載された事業の新設又は廃止
 - 五 第1項第4号で記載された事業を実施する補助対象事業者の変更
 - 六 前項に掲げる基準の適合に係る事項の変更として観光庁長官が認める変更
 - 5 第2項及び第3項の規定は、第4項の変更の認定について準用する。

(補助対象事業者等)

第81条 大臣は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費(以下この章において「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。

- 2 本章における補助対象事業者、補助対象経費の区分及び補助率は、別表10に定めるものとする。

(補助金の額)

第82条 国が交付する補助金の額は、補助対象経費に別表10に定める補助率を乗じて得た額以内とする。

(準用規定)

第83条 第4条及び第7条から第25条までの規定は、第80条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定により認定された拠点化整備計画に基づき実施される「道の駅」インバウンド対応拠点化整備事業について準用する。この場合において、第4条第2項第2号中「観光の見込み、新たな交通網の形成等」とあるのは「観光の見込み」と、第9条第1項第2号中「別表1」とあるのは「別表10」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年度予算から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年度予算から施行する。

附 則

第1条 この要綱は、令和2年度予算から施行する。

(経過措置)

第2条 令和2年度における観光振興事業費補助金交付要綱第26条第2項の規定に基づき認定された公共交通利用環境刷新計画、同要綱第30条第2項の規定に基づき認定された旅行環境まるごと整備計画又は同要綱第80条第2項の規定に基づき認定された「道の駅」インバウンド対応拠点化整備計画(以下「公共交通利用環境刷新計画等」という。)に記載された補助対象事業であって、令和3年度において引き続き実施される見込みのあるもの(以下次項において「特定補助対象事業」という。)については、公共交通利用環境刷新計画等のうち特定補助事業に係る部分に関し、この要綱による認定を受けたものとみなす。

2 前項の特定補助対象事業を実施しようとする公共交通事業者等、指定市区町村等又は「道の駅」設置・管理者は、第26条第1項の規定に基づいた刷新計画、第30条第1項の規定に基づいた整備計画又は第80条第1項に基づいた拠点化整備計画を策定し、地方運輸局長等を経由して、観光庁長官に提出しなければならない。

第3条 前条に規定するもののほか、この要綱の施行に関し必要な経過措置については、令和2年度観光振興事業費補助金交付要領において定める。

附 則

この要綱は、令和2年11月5日から施行する。

附 則

第1条 この要綱は、令和3年度予算から施行する。

(経過措置)

第2条 本改正要綱の施行(令和3年3月24日)の際、現に改正前の要綱に基づき行われているシェアサイクル導入促進事業は、改正前の要綱に基づき支援が受けられるものとする。

第3条 前条に規定するもののほか、この要綱の施行に関し必要な経過措置については、令和3年度観光振興事業費補助金交付要領において定める。

別表10 (第81条第2項関係)

「道の駅」インバウンド対応拠点化整備事業(補助対象事業者等)

補助対象事業	補助対象事業者	補助対象経費の区分	補助率
多言語案内の整備	地方公共団体(港務局を含む。)、民間事業者、航空旅客ターミナル施設を設置し、又は管理する者及び協議会等	多言語案内の整備に要する経費	1/2

無料公衆無線LAN環境の面的整備	地方公共団体（港務局を含む。）、民間事業者、航空旅客ターミナル施設を設置し、又は管理する者及び協議会等	面的な無料公衆無線LANの整備における設備等の購入・設置に要する経費	1 / 2
ワーケーション環境の整備	地方公共団体（港務局を含む。）、民間事業者、航空旅客ターミナル施設を設置し、又は管理する者及び協議会等	ワーケーション環境の整備に要する経費	1 / 2
多言語対応、先進的決済環境	地方公共団体（港務局を含む。）、民間事業者、航空旅客ターミナル施設を設置し、又は管理する者及び協議会等	多言語対応、先進的な決済環境の整備及び多様な宗教・生活習慣への対応力の強化の整備に要する経費（ただし、多様な宗教・生活習慣への対応力の強化は、情報発信を目的とする経費に限る。）	1 / 2
公衆トイレ	地方公共団体（港務局を含む。）、民間事業者、航空旅客ターミナル施設を設置し、又は管理する者及び協議会等	公衆トイレの洋式便器の整備及び清潔等機能向上に要する経費	1 / 2
混雑状況の「見える化」	地方公共団体（港務局を含む。）、民間事業者、航空旅客ターミナル施設を設置し、又は管理する者及び協議会等	混雑状況の「見える化」の整備における設備等の購入・設置に要する経費	1 / 2
子供連れ環境の整備	地方公共団体（港務局を含む。）、民間事業者、航空旅客ターミナル施設を設置し、又は管理する者及び協議会等	子供連れ環境に資する設備の整備に要する経費	1 / 2
ICTを活用したゴミ箱の整備	地方公共団体（港務局を含む。）、民間事業者、航空旅客ターミナル施設を設置し、又は管理する者及び協議会等	ICTを活用したゴミ箱の整備に要する経費	1 / 2
段差の解消	地方公共団体（港務局を含む。）、民間事業者、航空旅客ターミナル施設を設置し、又は管理する者及び協議会等	段差の解消（エレベーター、スロープ等に限る。）に要する経費のうち工事費（資産の購入を含む。）、附带工事費及び事務費（補助対象事業に直接要する経費に限る。）	1 / 2
観光案内所	地方公共団体（港務局を含む。）、民間事業者、航空旅客ターミナル施設を設置し、又は管理する者及び協議会等	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人観光案内所（日本政府観光局がカテゴリⅠ以上の認定をした又は認定する見込みがあるものに限る。）における先進機能の整備（多言語案内・翻訳用タブレット端末、多言語案内・翻訳システム機器）、無料公衆無線LAN環境の整備に要する経費 ・外国人観光案内所（日本政府観光局がカテゴリⅡ以上の認定をした又は認定する見込みがあるものに限る。）における先進機能の整備（VR機器、デジタルサイネージ、多言語音声ガイド、AIチャットBot）、多言語での情報発信に関わる整備・改良（案内標識、掲示物、ホームページ、オンラインコンテンツ作成、案内放送）、免税対応端末の整備、 	1 / 2

		地域におけるコト消費促進のための環境整備、外国人観光案内所の整備・改良（施設の新築を含む整備・改良に係る設計・施工、洋式トイレの整備及び清潔等機能向上等）に要する経費	
観光拠点情報・交流施設	地方公共団体（港務局を含む。）、民間事業者、航空旅客ターミナル施設を設置し、又は管理する者及び協議会等	観光拠点情報・交流施設（主要な観光地等における観光拠点に関する情報提供や、観光拠点に関連した交流機会（体験・学習等）の提供を目的とした施設。以下この表において同じ。）における先進機能の整備（VR機器、デジタルサイネージ、多言語案内・翻訳用タブレット端末、多言語案内・翻訳システム機器、多言語音声ガイド、AIチャットBot）、無料公衆無線LAN環境の整備、多言語での情報発信に関わる整備・改良（案内標識、掲示物、ホームページ、オンラインコンテンツ作成、案内放送）、観光拠点情報・交流施設の整備・改良（施設の新築を含む整備・改良に係る設計・施工、洋式トイレの整備及び清潔等機能向上等）に要する経費	1 / 2

（注）

1. 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。
2. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入れ控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。
また、補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様式第12に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。
3. 本表において協議会等とは、空港法（昭和31年法律第80号）第14条第1項に規定する協議会に加えて、次の各号に掲げる者によって構成される協議会又は港湾管理者が港湾施設の管理等を適正かつ確実にを行うことができると認めた団体をいう。
 - 一 関係する地方公共団体（港務局を含む。）
 - 二 地方整備局（北海道開発局及び沖縄総合事務局を含む。）
 - 三 その他訪日外国人旅行者を含む利用者の移動を円滑に行うための二次交通の実情、その利用促進の取組に精通する者等協議会が認める者
4. 観光案内所の項中「認定」とは、「外国人観光案内所の設置・運営のあり方指針」（平成30年4月）に基づく日本政府観光局の認定をいう。
5. 「公衆トイレ」とは広く無料で提供されているトイレをいう。
6. 国による固有の補助金等の給付を既に受けている、受けることが確定している、又は交付対象となる可能性がある場合には、原則として補助金の対象にはならない。